

令和4年度の取組及び 令和5年度以降の取組案

第13回 国際海上コンテナの陸上運送に係る安全対策会議



① 連絡会議等

- ・令和4年8月1日 関東地方連絡会議
- ・令和5年3月3日(予定) 安全対策会議

② 各トラック協会 海上コンテナ部会 安全講習会

- ・ 全国7地域でマニュアル周知に関する講演を実施済み。
今後、2地域で実施予定。

実施済み: 東京、神奈川、釧路、札幌、愛知、大阪・兵庫、福岡

実施予定: 静岡、愛媛

資料2でご報告済み

③ 安全確保に係る調査

- ・ 荷主、運送事業者、運転者に対しガイドライン、マニュアルの周知状況や安全対策の取組につき調査を実施。

④ 情報伝達に係る優良事例調査

- ・ 主に積付けの状況に関する情報につき、情報伝達方法が優良と思われる事業者の調査を実施。

日時: 令和4年8月1日(金) 14:00～

場所: 横浜第2合同庁舎

出席者

(関係団体)

東京商工会議所
公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会
一般社団法人東京港運協会
横浜港運協会
全日本港湾労働組合
全横浜港湾労働組合連合会
一般社団法人東京都トラック協会
東京港埠頭株式会社
横浜川崎国際港湾株式会社
川崎臨港倉庫埠頭株式会社

(行政)

東京都港湾局、横浜市港湾局
川崎市港湾局
経済産業省関東経済産業局
国土交通省自動車局
国土交通省関東地方整備局
国土交通省関東運輸局

議題

- (1) 国際海上コンテナの陸上運送に係る安全対策会議(第12回)の概要について
 - ① 国際海上コンテナの横転事故等の発生状況について
 - ② 令和3年度の活動報告
 - ③ 国際海上コンテナの陸上運送の安全確保に係る調査結果
 - ④ ガイドライン等の活用事例及び情報伝達の優良事例調査結果
- (2) 関東運輸局の取り組み
- (3) 情報交換、連絡事項

議事

- 重量の情報伝達は徹底されてきていると思うが、梱包の積付情報が未だ不十分。情報伝達強化の取組が必要。
- 東京都内で発生した横転事故について、事故原因の更なる深堀を実施する必要がある。海外荷主の固縛の状況がいつも分からない。荷主に対して、どのような対策をされるか確認したい。また、運転者による目視チェックは実施されていたのか。されていたとすると、正しく判断されていたかという観点で不十分である。
- アンケート結果では、運送事業者は風下になる。情報伝達については、風上から風下まで情報が伝わるように進めて頂きたい。

A large lecture hall with a grid ceiling and a presentation screen. The room is filled with people seated at long tables, facing a large screen at the front. The screen displays a presentation slide. The room has a high ceiling with a grid pattern and recessed lighting. The walls are light-colored, and there is a clock on the wall. The people are seated at long tables, and some are using laptops. The presentation screen shows a slide with text and a diagram. The room is well-lit, and the atmosphere appears to be a formal lecture or seminar.

A wide-angle photograph of a large lecture hall. Numerous students are seated at long, light-colored wooden tables arranged in rows, facing the front of the room. The students are dressed in casual attire. At the front of the hall, a large projection screen displays a presentation with a green and white slide. A person is standing near the screen, likely the presenter. The room features large windows on the right side, allowing natural light to enter. The ceiling has recessed lighting fixtures. A clock is visible on the left wall.

マニュアルP. 7

＜＜ ポイント ＞＞

- 安全な速度、適切な運転操作での安全運転
 - 運転者は、コンテナーレーラーは通常の貨物より重く、重心が高いため、通常のトラックを運送する間に比べ、より低い速度で運転するようもの掛け、カーブ・交差点等では徐行して下さい。
 - 荷主及び取次事業者等は、コンテナーレーラーの運転の危険性を理解し、時間に余裕をもって運送依頼をして下さい。また、到着予定が遅れる場合であっても、決して急かさず、安全運転を行うようトラック事業者に指示して下さい。
- 不適切な状態のままコンテナを運送しないための判断、対応
 - ✓ トラック事業者は、安全運行を行ううえで適切な重量超過又は偏荷重状態のコンテナを拒絶するため、荷主から入手したコンテナの重量、品名及び梱包の種類等の情報を、運転者に伝達して下さい。また、フル積載、高重心等の情報がある場合は吊床トレーラーを手配して下さい。

【荷役例、貨物別に運転者が気をつける事項は参考資料 13 を参照】

 - ✓ 運転者は、偏荷重を懸念したときは、公道に出る前にコンテナの状態を自視で確認し、必要に応じてメジャーで側面後部の左右両側の地面からの高さ进行して下さい。
 - ✓ 上記、メジャーによる測定の結果、車両の後部の左右両側の高さの差が
 - ・5cm以上の場合には、荷主まで連絡し、原則、是正して下さい。
 - ・5cm以上5cm未満の場合は、荷主まで判断を伝告し、貨物の内容(品目、重量等)によつては必要に応じて停止し、吊床トレーラーの手配等の対応を行って下さい。
 - ・5cm未満の場合は、重心の位置をみて走行し、交差点での左右折時やカーブでは徐行して下さい。
- 緊締装置/ツイストロックの実施
 - ✓ 運転者は、運転を開始する前に、必ずコンテナの前後左右4か所の緊締装置によりロックを実施して下さい。

＜令和3年4月改定内容＞

荷姿別、貨物別の積付例と気を付ける事項

荷

姿

別

積 装

品 名	クレート (CRATE, C/R)
積 装	大型陶器製品 (伊万里、虎の巻等)、罐封 (組み立て品)、機械部品、電化製品、自動車部品、積装機用機
積 付 例	 家具の例  (自動車部品用) 例：フロントサスペンション、エンジン、アクセル ○ コンクリートの台にのせて木箱を積み ○ 搬行のサイズに適合し、積層を木枠サイズが望ましい

積 装

貨 物	自動車部品
積 装	ケース、クレート、カートン、パレット、木枠、コンクリート、スチール、カートン 等
積 付 例	 (カートン例)  例：フロントサスペンション、エンジン、アクセル (クレート例) ○ 自動車部品は重量や大きさ等により、ケース梱包、クレート梱包、カートン梱包が主流です

運 転 要 領 の 積 装

✓ バランス等、運搬に支障がある場合は詰むやに停置し、運行管理室に報告して指示を待ちましょう

ハンタ、タ
ボンニ
ンク

積 装 例

- 積装の量に支障がある際、木枠を使用する必要があります
- 斜め取込木を付けることにより、用いられるものも可能となります
- コンクリート上に無断に積み重ねる場合は、クッシングパッドを使用します
- 積装段積みの際は、段がずれないように上下をまたいで木枠を打ち付ける、または固定します
- 荷役と荷役が異なる場合は、動かさないでコンクリートの段に足を打ち付けます
- 水漏れも、シロップケツから、水漏れを漏れ出して周囲に禁止禁煙をします

運 転 要 領 の 積 装

✓ 「自動車部品の輸送は、積装事故が発生しています
✓ ショーリングやクッシングされていない荷姿 (荷のまま固定せずにそのまま積載) も見受けられますので、十分に注意しましょう

積 装 例

- ・可動空間があったもの
- ・雨水や海水などによる浸水によるもの

3

国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン

平成17年12月：初版策定

荷主、外航船舶運航事業者、ターミナルオペレーター、取次事業者等、トラック事業者、運転者がそれぞれ安全輸送に取り組むことが望ましい具体的な措置を記載。

平成25年6月：改正

平成22年～平成24年にかけて実施した実証実験による技術的検討やコンテナ情報の伝達に関する調査等を行う中で、コンテナトレーラーの横転原理、情報伝達の実態を踏まえた各種対策について、ガイドラインの内容を見直したうえで改正を実施。

ガイドラインの詳細事項を取りまとめ

国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル

平成25年6月：初版策定

重量超過や偏荷重等の自動車運送する上で不適切な状態を改善するための具体的な実践方法を記載。

平成30年4月：一部改訂

フレキシタンクを用いる際に確認すべき内容の明確化

令和3年4月：一部改訂

適切な積付の例示、運転時の配慮事項などを掲載

【今後の取組方針（案）】

国際海上コンテナが陸上輸送を行うためのマニュアル等は整備されてきているところ、
今後はその実効性を高めるための方策を検討していく。

過去発生した事故の詳細な分析による対策の検討

- 過去に発生した横転事故に関し、事故の直接的な原因のみならず、輸出国や荷物の詳細、運行管理を含めた事故発生の背景などを調査し、必要に応じた対策（※）を検討する。

※（例）過去に積付けに起因する事故が発生した輸出国を精査したうえで、マニュアルの翻訳と展開
事故形態の分析（道路状況や右左折など）による対策の検討
運転特性に対する認識不足や疲労などによる運転など運行管理を含めた対策の検討 等

マニュアルの拡充と周知活動

- 過去に発生した事故の詳細やその背景にある原因などをマニュアルに記載し、基本的な安全対策とともに、過去の事故からの教訓も含めマニュアル等の周知を行う。

事業用自動車事故調査報告書 概要 ～トラクタ・コンテナセミトレーラの衝突事故～ (東京都江戸川区)

事故概要

平成27年12月23日9時50分頃、東京都江戸川区の首都高速中央環状線葛西ジャンクションの高架道路において、トラクタ・コンテナセミトレーラが国際海上コンテナを積載して、右カーブになっている片側2車線の道路の第1通行帯を走行中、カーブを曲がり切れずに左側壁に衝突し、コンテナセミトレーラ部が金網フェンスを押し倒し、側壁を乗り越え宙ぶり状態となり、コンテナは高架道路下の荒川に落下した。

この事故による死傷者はなかった。

事故状況図



原因

- ・ 運転者がジャンクションの右カーブ区間で**規制速度を超える70～80 km/h**の速度で進入したところ、運転者が落下物を避けようとして**ハンドルを更に右に操作したものであり、十分な減速をしていなかった**ため当該車両が**バランスを崩し左側壁に衝突したものと推定される**。
- ・ 運転者は、**経験や慣れから漫然運転**をしていた可能性があるほか、荷下ろし場所での手待ち時間短縮のため少しでも目的地に早く到着しようとしていた可能性が考えられる。また、当該事業者において**コンテナセミトレーラの運転特性等について十分な指導教育を受ける機会がなく、カーブ区間では十分に減速し慎重に運転する必要があること等の認識が希薄**であった可能性が考えられる。
- ・ 当該事業者では、様々な点でずさんな安全管理状況が見られ、事業者の安全管理を軽視した姿勢が事故の背景にあったと考えられる。

事業用自動車事故調査報告書 概要 ～トラクタ・コンテナセミトレーラの転落事故～ (神奈川県足柄下郡箱根町)

事故概要

平成27年6月29日2時57分頃、神奈川県足柄下郡箱根町の国道1号（箱根新道）において、トラクタ・コンテナセミトレーラが国際海上コンテナを積載して走行中、長い下り坂の先の右カーブを曲がり切れずに左側のガードレールを突き破り、約40m下の県道に転落した。

この事故により、トラクタ・コンテナセミトレーラの運転者が死亡した。転落の際、トラクタとコンテナセミトレーラが分離して、トラクタから火災が発生した。



事故状況図

原因

- 運転者が下り坂でエンジンブレーキや補助ブレーキを活用せずにフットブレーキによる制動を多用したことで**フェード現象が発生**し十分な制動が得られなかった可能性が考えられ、制限速度の50km/hを上回る80km/hを超える速度でカーブを通過したところで、曲がり切れずにガードレールを突き破り転落したものと考えられる。
- 事業者は、運転者に対し**始業点呼を実施せず**、運行の安全を確保するための**必要な指示を行わず**、また、連続する下り坂における**運転方法についての指導教育を行って**いなかった。これらのことが事故につながった可能性が考えられる。

運行管理者の業務

運行管理者の業務

<一回の運行に係る業務>

運行計画の作成

乗務前点呼

運行状況に応じた運行指示

乗務後点呼

乗務記録等の保存

<日常的な業務>

- ・運転者に対する運転方法等の指導監督
- ・運転者に適性診断を受診させること
- ・運転者の選任、労務管理、健康管理、施設管理 等

運行計画の作成

運転者の経験や労務状況、道路状況などから、適切な運行経路と運転時間が記された計画の作成や運行指示書の作成(貸切バス、一部のトラック)を行う

点呼、運行指示

日常点検結果の確認、運転者の酒気・疾病・疲労状況の確認、運行の安全確保のために必要な指示等を行う

運行状況に応じた運行指示

事故・災害等の突発的な事案に対して、運転者、車両、交通状況等に応じた適切な指示を運転者に行う

乗務記録等の保存

運転者が作成した乗務記録の保存や、事故が発生した場合の記録の作成・保存を行う

日常的な業務

運転者に対し、指導監督指針に基づく運転方法等の指導監督や、労務管理、健康管理、施設管理等を行う

輸送の安全を担うファクターと運行管理の関係

